

申次已下出仕、仍御成切頂戴之如前、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

亥の日暮ておもてにて御祝參、其様ちいさき餅五色なるを角の折敷につみて、さきに五色の粉すはり候、又前の如くの餅を二三百、御四方につみたるがまいる、さて面々一人づゝ御參候へば、其おほき餅を一つ御取候て、そと御口にあてられてまいらせられ候、御たまはり候て、御頂戴候て、御まいり候、面々過て、其おほき餅を御對面所の御さいのきはに、御配膳の人御をさ候、其を外様衆一人づゝ、被出候て、一づゝとられ候て頂戴候、外様衆過候ては、此御膳をあげられ候、さて又餅つみたる膳參候、前のごとく御取候て、御供衆、御部屋衆、申次、攝津、二階堂、小笠原直にたまはられ候て、さて公家の御かたぐ御出候、

一餅をたまはられ候て、頂戴候てくひ候が能候由、貞宗申され候つる懷中たるがよきといへり、又わろしとも被仰候、人によるべし、

一禁裏様御源猪のつゝみ紙を、一番に傳奏御持參にて、ひろげて被參候へば御頂戴候、其次に傳奏御給候、

一國々又御不參候大名、國持衆は、御源猪を申出され候、女中より御つゝみ候て御出し候、急度玄たる方へは、下繪のつゝみ紙につゝみて、その上を杉原にてつゝみ候て御出候中納の御役なり、大方の衆へは、きりはくの御つゝみ紙其外は引合也、つゝみ様あり、觀世大夫には下繪のつゝみ紙にて候、申次遣之、

〔年中恒例記〕十月十日、のせ善法寺、當月亥日ごとに進上之、御臺様へも參也、今月亥日ごとに御嚴重各拜領之、公家、大名、外様衆、御供衆、御部屋衆、申次衆、番頭、節朔衆、走衆、上池院等也、亥日次第事御對面所に御出座の面ヨリ禁裏様御嚴重を傳奏持參則御頂戴之次、申次面々と申入て、三職はじ